

## 令和3年度いじめ防止標語コンクール募集要項

### 1 趣旨

一人一人がいじめをなくす強い意志を持ち、人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、その標語をもとに制作したテレビCMを通じて視聴者へ語りかけることで、子どもたちをはじめ広く県民のいじめ防止に向けた意識の啓発を図る。

### 2 主催

青森県教育委員会

### 3 募集内容

#### (1) テーマ

上記1の趣旨に沿い、いじめ防止に向けた、県民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、簡潔で覚えやすい標語。

#### (2) 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒並びに一般県民。

### 4 募集期間

令和3年6月7日（月）～令和3年8月31日（火）

※当日消印有効

### 5 応募方法

#### (1) 【児童生徒】

①応募は原則として学校単位とする。

②応募票（別紙様式1 A4判）により応募（楷書で記入）すること。

#### 【一般】

応募票（別紙様式2 A4判）により応募（楷書で記入）すること。

(2) 作品は一人につき1作品。

(3) 応募は、郵送又は持参によること。

### 6 審査及び表彰

(1) 主催者が設置する審査会において審査する。

(2) 応募作品の中から、6作品程度を優秀賞として選定し表彰する。

(3) 審査結果については、児童生徒は学校を通して、一般の方は本人あて通知する。

## 7 テレビCMの制作・放送

県内高校生に優秀賞1作品を原案とする、いじめ防止CMの絵コンテを作成してもらい、その絵コンテをもとにしたいじめ防止テレビCMを制作する。

制作したCMは、令和4年3月下旬に民放各社で放送する。

## 8 留意事項

- (1) 作品は必ずしも「五・七・五」の形式にとらわれなくてよい。
- (2) 自身が創作した未発表の作品に限る。
- (3) 他の類似コンクールにおける入賞作品と同一又は類似する作品は選考の対象外とする。
- (4) 著作権は青森県教育委員会に帰属するものとする。
- (5) 応募された作品は、返却しない。
- (6) 入賞者の学校名（児童生徒のみ）、個人名等は、ホームページ等で公表する。
- (7) いじめ防止に係るイベント等において応募された作品を利用（学校名・学年・氏名含む。）することを了承するものとする。

## 9 問い合わせ・応募先

《問い合わせ先》

青森県教育庁生涯学習課 企画振興グループ（担当 古田）

TEL 017-734-9889

FAX 017-734-8272

《応募先》

○郵送の場合

〒030-8540 青森市長島1-1-1

青森県教育庁生涯学習課 標語募集担当 宛

○持参の場合

青森県庁東棟5階 青森県教育庁生涯学習課 企画振興グループ

（平日の8：30～17：15の時間帯に限る。）